

'07年、15万体のうち司法解剖率はわずか3.8%——
殺人の可能性のある事件でも「自殺」「事故」「病死」
とされてしまう捜査の暗部を直撃



謎の残る眸さんの着衣。
シャツやズボンに汚れ
は見られないが(右)、
インナーのTシャツの
背面、左肩部分には土
らしき汚れが見られる

午後11時過ぎ、眸さんの

「監察医の作り話」と憤る遺族

そんなやりとりの中、勇二さんは解剖の同意書にサインをするよう促された。「もちろん、娘のそばにいてやりたいという思いはありました。でも、真実が明らかになるのならば、署名

をしたのです」
こうして眸さんの遺体は、神奈川県から任命されている監察医(注2、次ページ)の一人・稲村啓二医師の横浜監察医務研究所(横浜市中区)に運ばれたのだった。
翌日の午後1時、遺体は、警察の斡旋した葬儀社の手により、棺に納められた状態で自宅に戻ってきた。そのとき遺族は、葬儀社が「立て替えている」4万円を支払った。領収書は稲村医師の名前で発行され、名目には「検屍料・死亡届出」と書かれていた。
「葬儀社が徴収することには違和感を覚えました。この4万円は、『司法解剖』の費用なのだと信じきっていたのです」(るみ子さん)
慌しく葬儀が終わる、1カ月以上が過ぎた。しかし、警察からは捜査の状況も、解剖結果についても説明はないままだった。ある日、るみ子さんは気になって、事故翌日、稲村医師が書いた「死体検案書」に目をやった。

注1) 司法解剖とは、検視の結果「犯罪性あり」と判断された変死体に対し、裁判所の許可状をとって行われる犯罪捜査のための解剖。承諾解剖とは「犯罪性は疑われないものの死因が不明」な場合に、遺族の同意を得て行われる日本独自の解剖

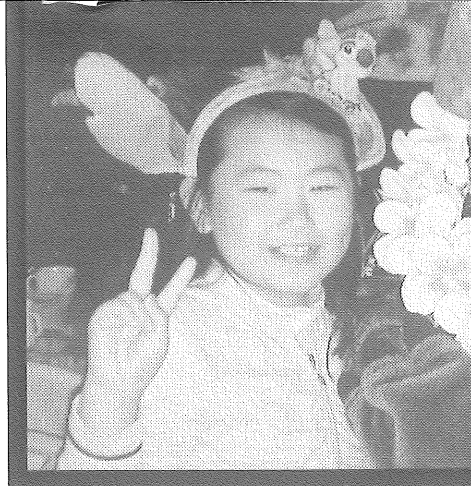
と、待機していた神奈川県警前署の警察官はまず最初に、「いじめに遭っていなかったか？」と私たちに聞いてきました」
じつは、るみ子さんはま

さにその2日後、眸さんのいじめの問題について学校に相談に行くことに決めていた。当時、眸さんは、友達に無視されたり、仲間外れにされて悩んでいたから

だ。洋服がなくなったり、自転車を取り換えられ、乗り慣れない自転車にケガをしたこともあったという。
その状況を話すうち、警官は「では、司法解剖(注1)します」と勇二さんに語ったという。この時点で、事件性も視野に入れ、眸さんの死因を解剖によって明らかにする必要がありと判断したからだ。しかし、この後、次々と不審なことが起こり始める。

遺体が病院から宮前署に到着すると、突然、警官はこう聞いてきた。「葬儀社、決まりましたか？」
そのときの対応を思い出すと、勇二さんは今も怒りが込み上げてくるという。「警官は葬儀社の選定についてしつこく聞いてくるんです。私が、『娘を失ったばかりで、すぐ決められるわけがありません』と言うと、『司法解剖から戻ってくる』ときには葬儀社の車を使うのが決まりです。何社か紹介しますよ。この中から選んでください」と強硬に詰め寄ってきました。私は思わず、「紹介料でも出るんですか？」と尋ねたくらいです」

「監察医の作り話」と憤る遺族
そんなやりとりの中、勇二さんは解剖の同意書にサインをするよう促された。「もちろん、娘のそばにいてやりたいという思いはありました。でも、真実が明らかになるのならば、署名



亡くなる約9ヵ月前、笑顔を見せる宮川眸さん

「3階から転落、小5死亡」という見出しのついた小さな記事が、全国紙の朝刊に掲載されたのは、'07年9月12日のことだった。
「11日午後5時ごろ、川崎市宮前区の3階建て住宅で、この家に遊びに来ていた同区大蔵、会社員宮川勇二さん(46)の三女で市立小学校5年眸さん(11)が、3階の窓から転落、約6メー

トル下の地面に全身を強く打ち間もなく死亡した。宮前署によると、同住宅は眸さんの友達の家で、当時、同学年の3人で遊んでいたという。他の児童は落ちた瞬間を見ていなかった。同署が転落した原因などについて調べている(『読売新聞』)それから半年経った今年3月、この事故の遺族から私のもとに突然メールが届

いた。(警察の対応には数々の不審点があり、報道された転落の状況にも疑問点がある)というのだ。
2週間後、宮川さんの自宅マンションを訪れた。この日は、父親の勇二さん(47歳)、母親のるみ子さん(47歳)、眸さんの二人の姉の家族4人がそろって迎えてくれた。リビングに置かれたケージの中では、3匹の

「眸の死亡を告げられる」
「眸の死亡を告げられる」
「眸の死亡を告げられる」

やなぎはら みか '63年生まれ。交通事故、自動車保険問題などをテーマに執筆活動を行う。'04年からは日本の死因究明制度の問題を追及する記事も発表し続け、犯罪捜査の根幹に一石を投じている。主な著書に、『示談交渉人裏ファイル』、『死因究明〜葬られた真実』、『焼かれる前に語れ』、新刊『自動車保険の落とし穴』など多数

短期集中連載

葬られた 「変死体」 事件簿

第5回 神奈川県・川崎 11歳少女「怪死」事件

承諾書まで取りながら解剖せず。県警は「遺族に申し訳ないことをした」と

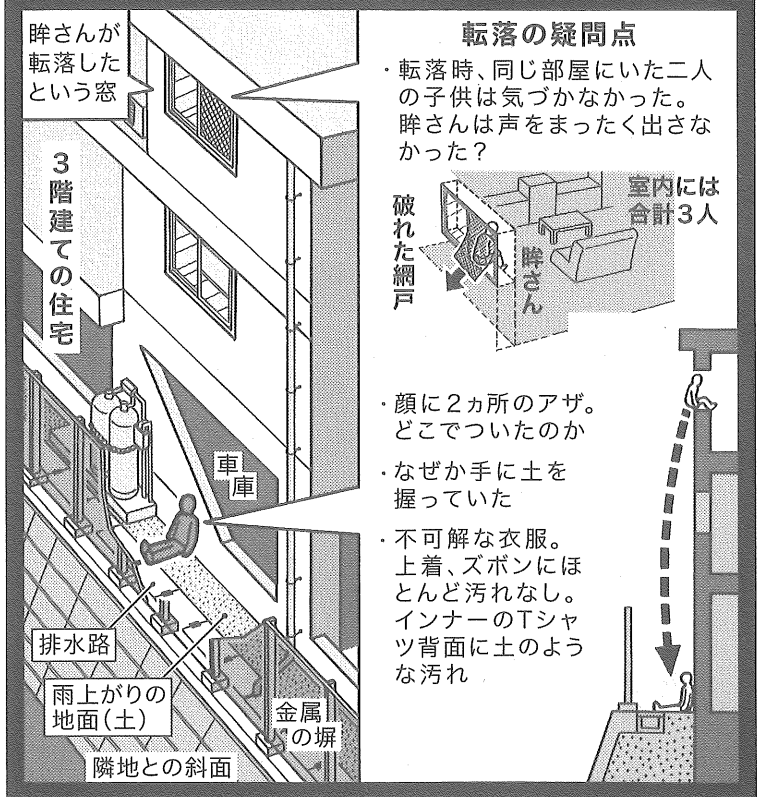
転落死とするには 不可解な 「着衣に残された謎」

取材・文
柳原三佳
ノンフィクション作家

モルモットが、干し草の上で体を寄せ合っている。眸さんが生前、大切に育てていたペットなのだという。
るみ子さんの勤務先に第一報が入ったのは、午後5時10分ごろのことだった。「眸が建物の3階から転落し、状態がよくないというので、夫にも連絡し、急いで搬送先の聖マリアンナ医科大学病院(宮前区)に駆けつけました」
夫妻が相次いで病院に到着したときには、すでに眸さんは心肺停止状態で、蘇生処置が行われていた。「私は看護師をしていますので、自分も処置室に入りたいかった。あのとき、どれだけ自分の手で蘇生してやれたかったことか……」
るみ子さんの目から、大粒の涙がこぼれ落ちる。
搬送から約2時間後の午後7時30分、医師から「蘇生は不可能」と告げられた宮川さん夫妻は、蘇生処置の中止を承諾。そして7時35分、眸さんの死亡が確認された。

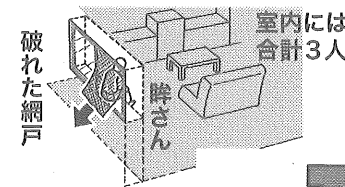
「眸の死亡を告げられる」
「眸の死亡を告げられる」
「眸の死亡を告げられる」

現場の状況



転落の疑点

・転落時、同じ部屋にいた二人の子供は気づかなかった。眸さんは声をまったく出さなかった？



・顔に2カ所のアザ。どこでついたのか
・なぜか手に土を握っていた
・不可解な衣服。上着、ズボンにほとんど汚れなし。インナーのTシャツ背面に土のような汚れ

の中に入っているから」と答えたんです。その通り、衣服は棺おけの中に放り込まれていました」(勇二さん)
警察は夫妻が捜査状況を問い合わせても「捜査中」と繰り返すばかり。が、近隣住民への聞き込みなど、捜査らしきことをした形跡はほとんどない。その最た

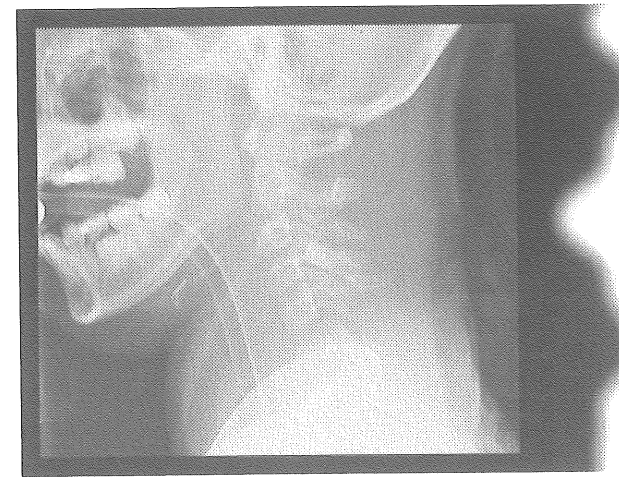
謝罪の3日後 動き出した警察

私は神奈川県警本部に取材を申し込んだ。対応したのは刑事部捜査第一課の平

るものが、早々と、「解剖の必要性なし」という判断に切り替えたことだろう。

「すると信じられないことに『解剖』欄の『無』のところに印がついていたのです。あの夜、警察は解剖をすると言って娘を監察医の所へ運んでおきながら、実際には解剖をしていなかったんです……」
勇二さんも続ける。
「私も、自分があの日にサインしたのは警察が言った司法解剖ではなく、承諾解剖の承諾書であったことを知ったんです……」
憤りを覚えた宮川さん夫妻に対して、宮前署の警察官はこう答えたという。
「稲村先生が『大学病院で診断されているので、解剖の必要はない』と言われたので、解剖はしなかった」
夫妻は、眸さんの最後を看取った、聖マリアナ医科大学病院の救急外来の医師にも話を聞きに行った。医師は、「私は死亡の確認はしましたが、死因の診断はしていません。それをするのは監察医の役目です」と話したという。同病院にあらためて取材を申し込んだが、三宅良彦院長は、

「お答えできません」と回答している。
一方、監察医の稲村医師は解剖しなかった理由について、書面であらう答えた。
〈横浜監察医務研究所における検案所見、立合警察官からの収容先病院での診断結果の報告を加味精査した結果及び解剖を望まないとの遺族希望(検案書類に眸さんの遺体のレントゲン写真。頸椎に異常があると遺族は説明を受けたが、骨折かどうかの判断に不可欠だ記載があるのを確認)を、嘱託・立合警察と協議した結果です〉(原文ママ)
しかし、宮川さん夫妻は真つ向から反論する。
「解剖を望まないとの遺族希望」？ それは作り話です。解剖してほしいと思つたからこそ承諾書にサインをしたのですから」



じつは眸さんの解剖が行われなかったことには医学的に重大な問題がある。死体検案書にある彼女の死因は「頸椎骨折・頸髄損傷」だが、数々の事件の司法解剖を執刀している旭川医科大学法医学講座の清水恵子教授は、こう指摘する。
「首を外から触っただけで頸椎骨折が分かる場合は非常に稀であり、その場合は当然、救急病院でも診断がつきます。一般の頸椎骨折、頸髄損傷は、外から触っただけでは解りません。死因を『頸椎骨折・頸髄損傷』

重要証拠を 棺おけの中へ

また、警察の説明する事故の状況や捜査についても不審な点が多かった。警察は事故の状況についてこう遺族に説明していた。
「子供たち3人は外で遊んでいたが、雨が降ってきたので友人Aの家に入った。A家には彼女の祖父母と兄がいた。3人は3階のリビングで鬼ごっこをして遊んでいた。その後、眸さんは出窓の上で、他の二人は少し離れた場所で読書を始めた。5時ごろ、気がついたら眸さんが下に落ちていた。友人たちは落ちた瞬間は見えない。そこへAの母親が帰宅し、119番通報をした。現場検証の際、出窓の網戸の下部分が外れていたの、その場所でお尻から転落したに違いない」
しかし、るみ子さんはこう話す。
「眸はこの日、英会話学校

の予定が入っており、5時の時点で、友人宅で本を読んでいるということは考えられません。眸は習い事をさぼるようなことはしない子供でした。そもそも、あの子が他人の家に私の許可なく上がったことなどこれまでありませんでした」
救急隊によると、眸さんは柔らかい土の上に、両足をのびし、家屋の壁にもたれかかるような体勢で倒れていたという。しかし、眸さんの着衣には、この状況では説明のつかない痕が残っている。彼女が当時穿いていた迷彩柄のスボンには、ほとんど土がついていない。また、上着にも汚れは見られない。しかし、なぜかTシャツの背中左部分に土のような汚れが残っているのだ(前ページ写真参照)。
「雨上がりの土の上に落ち、どうして泥がついていないんですか？ しかも警察は、こんなに謎を残している眸の着衣を調べた形跡がないんです。眸の葬式の前、私が衣服を返してくれ、と頼んだら、警察は『棺おけ



「警察は嘘ばかりつく。信じられない」と語る 宮川夫妻

注2) 監察医とは、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫で実施されている監察医制度に基づいて、都道府県より任命された司法解剖、行政(承諾)解剖を行う医師。神奈川には4人の監察医がいる

井一夫警視、同課刑事官の加瀬部啓二警視、そして総務部広報民課の坂田悦朗警視。主に対応したのは加瀬部警視だった。
「眸さんが着ていた衣類の泥汚れの具合がきわめて不自然なのですが。それは……、実際に見ていないのでわかりません。ただ本件は現在も事件性を含めて捜査中です」
――捜査中？
「なに、衣類は調べないんですか。遺族が警察に問い合わせなければ、衣類は焼かれてしまふた。この事件で衣類は大切な証拠ではないですか？」
「おっしゃるとおりです。それは大変申し訳ないことをしています」
――承諾解剖のサインをとって、監察医のもとに運んだのに、なぜ解剖をしなかったのでしょうか。また、承諾書はまだ遺族に返されていないそうですが。
「それは……、監察医の先生が解剖は必要ないと判断されたからだと思います。承諾書は返還いたします」
――ということは、その時点で警察も、犯罪性なしと判断された？
「いえ、あくまでも捜査中ですが……」
――「頸髄損傷」「頸椎骨折」はどのように診断を？
「首を触ったらわかります」
――解剖せずにですか？
「稲村先生は経験が豊富です」
結果的に、取材は約1時間半にわたって続いた。神奈川県警は、初動捜査の杜撰さを詫び、今後は誠意をもって捜査に取り組むと話した。実際に、インタビューの3日後には宮川さんに、「娘さんの衣類を検証したいので、貸してほしい」と言ってきたという。また、

使われることのないまま放置されていた解剖承諾書もようやく返還された。しかし、監察医が解剖をせずに「頸椎骨折・頸髄損傷」を死因と判断したこと、それを警察が容認したことは、もはや取り返しのつかない決定的なエラーといえるだろう。
まもなく眸さんが亡くなってから初めての夏休みを迎える。るみ子さんは言う。「私たち家族は、あの子がいなくなったことで自分を責め、苦しんでました。何をしてももう帰ってこないことはわかっていました。でも、せめて何が起きたのか、真実だけは知りたいのです」
誠意を尽くす、と約束した神奈川県警の今後の「捜査」に期待したい。